

平成29年第1回宇治田原町議会定例会

目 次

○第1日（平成29年3月3日）

議事日程（第1号）	1
日程第1 会議録署名議員の指名	5
日程第2 会期の決定	5
日程第3 諸報告	5
日程第4 発委第1号 予算特別委員会設置に関する決議（案）	19
日程第5 報告第1号 じん芥収集車の取得契約の一部変更に係る専決処分について	20
日程第6 議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦について	21
日程第7 議案第1号 平成28年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）	21
日程第8 議案第2号 平成28年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）	21
日程第9 議案第3号 平成28年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	21
日程第10 議案第4号 平成28年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第3号）	21
日程第11 議案第5号 平成28年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	21
日程第12 議案第6号 平成28年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）	21
日程第13 議案第14号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	21
日程第14 議案第15号 公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	21
日程第15 議案第16号 宇治田原町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を制定するについて	21
日程第16 議案第17号 宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについて	21

日程第17	議案第18号	宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて……………21
日程第18	議案第19号	宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて……………21
日程第19	議案第20号	宇治田原町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて……………21
日程第20	議案第21号	宇治田原町快適・安全な環境づくり条例の一部を改正する条例を制定するについて……………21
日程第21	議案第22号	宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて……………21
日程第22	議案第23号	森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて……………21
日程第23	議案第25号	水道建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて……………21
日程第24	議案第26号	都市計画道路宇治田原山手線建設工事委託に関する協定の締結について……………21
日程第25	議案第7号	平成29年度宇治田原町一般会計予算……………31
日程第26	議案第8号	平成29年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算……………31
日程第27	議案第9号	平成29年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算…31
日程第28	議案第10号	平成29年度宇治田原町介護保険特別会計予算……………31
日程第29	議案第11号	平成29年度宇治田原町公共下水道事業特別会計予算…31
日程第30	議案第12号	平成29年度宇治田原町水道事業会計予算……………31
日程第31	議案第13号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて……………31
日程第32	議案第24号	宇治田原町町内雇用促進条例の一部を改正する条例を

	制定するについて……………	31
日程第33	意見書第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書 (案) ……………	43

平成29年第1回宇治田原町議会定例会

議事日程(第1号)

平成29年3月3日

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 発委第 1号 予算特別委員会設置に関する決議(案)
- 日程第5 報告第 1号 じん芥収集車の取得契約の一部変更に係る専決処分について
- 日程第6 議案第 27号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第7 議案第 1号 平成28年度宇治田原町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第8 議案第 2号 平成28年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)
- 日程第9 議案第 3号 平成28年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第 4号 平成28年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第 5号 平成28年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第 6号 平成28年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第 14号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第14 議案第 15号 公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第15 議案第 16号 宇治田原町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第16 議案第 17号 宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第17 議案第 18号 宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及

- び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第18 議案第19号 宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第19 議案第20号 宇治田原町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第20 議案第21号 宇治田原町快適・安全な環境づくり条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第21 議案第22号 宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第22 議案第23号 森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第23 議案第25号 水道建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第24 議案第26号 都市計画道路宇治田原山手線建設工事委託に関する協定の締結について
- 日程第25 議案第7号 平成29年度宇治田原町一般会計予算
- 日程第26 議案第8号 平成29年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第27 議案第9号 平成29年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第28 議案第10号 平成29年度宇治田原町介護保険特別会計予算
- 日程第29 議案第11号 平成29年度宇治田原町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第30 議案第12号 平成29年度宇治田原町水道事業会計予算
- 日程第31 議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第32 議案第24号 宇治田原町町内雇用促進条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第33 意見書第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）

1. 出席議員

議長	12番	田中修	議員
副議長	1番	谷口重和	議員
	2番	松本健治	議員
	3番	垣内秋弘	議員
	4番	馬場哉	議員
	5番	浅田晃弘	議員
	6番	原田周一	議員
	7番	山本精	議員
	8番	藤本英樹	議員
	9番	山内実貴子	議員
	10番	今西久美子	議員
	11番	谷口整	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町長	西谷信夫君
副町長	田中雅和君
教育長	増田千秋君
総務部長	久野村観光君
健康福祉部長	光嶋隆君
建設事業部長	野田泰生君
教育部長	黒川剛君
総務課長	清水清君
企画財政課長	奥谷明君
税住民課長	長谷川みどり君
介護医療課長	青山公紀君
健康児童課長	立原信子君

建設環境課長	垣内清文君
プロジェクト推進課長	山下仁司君
上下水道課長	下岡浩喜君
社会教育課長	岩井直子君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村山和弘君
庶務係長	岡崎貴子君

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

会議を始めます前にご報告申し上げます。

本日、馬場会計管理者及び木原産業観光課長から欠席の申し出があり、これを許可しておりますので、ご報告いたします。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第1回宇治田原町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田中 修） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、松本健治君と10番、今西久美子君を指名いたします。

以上の両名に差し支えのある場合には、次の順序の議員をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（田中 修） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から3月29日までの27日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって会期は本日から3月29日までの27日間と決定しました。

会期中の予定については、お手元に配付の定例会日程表のとおりであります。

◎諸報告

○議長（田中 修） 日程第3、諸報告を行います。

会議規則第129条の規定により行われました議員派遣につきましては、お手元に配付したとおりでございます。また、議長において受理いたしました陳情書1件につきましては、お手元に配布しているとおりでございます。

各議員におかれましては、十分にご高覧いただきますようお願い申し上げます。

これで諸報告を終わります。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、おはようございます。

3月議会定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ことしの冬は例年になく降雪が多く、厳しい寒さが続きましたが、ようやく寒さも和らぎ、春の訪れを感じる季節となつてまいりました。

本町におきましては、これから田植えの準備やまたお茶の時期に備え、一年で一番忙しい繁忙期を迎えようとしておるところでございます。

議員各位におかれましては、ご健勝にてご活躍のことと心からお喜びを申し上げる次第でございます。

本日は、平成29年第1回宇治田原町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては公私とも大変お忙しい中、ご参集を賜りまして、ここに開会できますことを心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。

私、さきの町長選挙におきまして、多くの住民の皆様からのご支援によりまして2期目当選の栄に浴し、歴史と伝統に培われた宇治田原町の第17代町長として引き続き町政を担わせていただくこととなりました。この間、多くの住民の皆様から、また多数の議員の皆様からの心温まるご支援とご厚情に心から感謝申し上げますとともに、改めましてその責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。

また、平素は町政発展のためにご尽力をいただいております町議会議員の皆様に対しまして、心から感謝と敬意を表する次第であります。

1期4年間、一日一日を精一杯職務に励み、住民の皆様が目線で、また対話を基本として、住民の皆様とともに町政に取り組んでまいりました。そしてその経験を糧に、議員の皆様をはじめ先人たちが築き上げてこられましたこの宇治田原町のさらなる発展と1万住民の皆様幸せのため、新たな任期において粉骨砕身努めてまいる決意でありますので、皆様方の一層のご理解、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、開会に当たりまして諸議案をご提案申し上げます前に、私の2期目任期の始まりとなります平成29年度において、宇治田原町政の推進に臨みます所信の一端を述べさせていただきますと存じますので、よろしく願いを申し上げます。

私の1期目任期の最終年である昨年3月に、持続可能なまちづくりを進めるための長期的な指針である第5次まちづくり総合計画、そして人口減少の克服と地域創生のためのまち・ひと・しごと創生総合戦略を、町議会のご可決をいただき一体的に策定いたし

て国道307号バイパス都市計画道路宇治田原山手線を新規事業として計上していただくという、本町にとって非常に大きな進捗の局面を迎えたところでもあります。

この間の皆様方のご協力、そして京都府の取り組みに感謝を申し上げますとともに、悲願であります早期の全線開通に向け、引き続き京都府と協議を重ね、協調を強めながら、住民の安心・安全のための必要不可欠な道路として、その整備に全力を傾注してまいりたいと考えております。

2つ目の柱は、役場新庁舎の建設事業、すなわち拠点づくりであります。

住民サービスを効率よく提供するとともに、災害対策活動の拠点ともなる新庁舎については、平成27年9月に策定した宇治田原町新庁舎建設基本構想をもとに、災害対策活動の拠点や窓口・住民サービス、開かれた庁舎としての必要な機能、建設位置や土地利用計画、施設配置計画、事業手法等の検討を行い、本年1月に宇治田原町新庁舎建設基本計画を策定いたしました。

建設位置につきましては、第5次まちづくり総合計画の土地利用構想において、公共・公益施設等の住民サービス機能と産業・工業機能の集積を図ると位置づけた「シビック交流拠点」周辺の町道南北線の延伸部と都市計画道路宇治田原山手線の交差点に面する場所としており、平成32年度の供用開始に向け、平成29年度は基本計画に基づく庁舎建設事業を本格化してまいります。あわせて、新庁舎に隣接した防災機能を有した都市公園につきましても、整備に向けた検討を進めます。

新庁舎建設は、1本目の柱であります都市計画道路宇治田原山手線の整備とあわせ、本町の土地利用構想とまちづくりの根幹をなす事業であり、山手線の整備とそれによる都市機能を牽引する極めて重要な旗印として、事業を速やかに、かつ強力で推進してまいります。

そして3本目の柱は、人口減少対策と移住・定住対策の推進であり、これは未来づくりであります。

総合計画、総合戦略の双方に共通するまちづくり戦略において、これら対策に資するため、まちの活力戦略、うじたわらっ子育て戦略、安心・住みよいまち戦略の3つの基本目標を定めております。

本町においてはこれまでから、例えば府制度より手厚い子育て支援医療費助成や、昨年の学校給食甲子園で全国2位となりました就学前から中学校までの安心・安全な給食の提供など、他市町村にはない強みを有しています。これらのこれまでから有している強みに加え、戦略期間の2年目となります平成29年度におきましては、戦略と公約に

掲げた施策をさらに具体化させ、新たに町内の新築・中古物件を購入し、移住・定住した方への奨励金や空き家活用、さらに町に転入・定住する従業員を雇用した事業者への転居・住居費用等の支援策の創設など、移住・定住に資する新たな施策をパッケージで組み合わせ実施することにより、多世代にわたり「住んでよし」のまちづくりを強力に進めてまいります。

これらの三本柱は、それぞれの取り組みが連関することにより、足し算ではなく掛け算の相乗効果が発揮されるものと捉えております。そのためには、どの取り組みも欠けることなく、一体的に進めていくことが何よりも重要であります。

そして、公約に掲げた事業を一つ一つ、着実に進めていくことにより、第5次まちづくり総合計画に掲げる将来像であります「人がつながる 未来につながる お茶のふるさと 宇治田原」の実現を目指して、全身全霊で取り組んでまいり所存でございます。

一方で、国政に目を向けますと、安倍内閣において経済の再生を最優先課題としてデフレからの脱却に向け、いわゆるアベノミクスの推進を図ってこられました。平成27年10月からは第2ステージとして、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現に向け、出生率の向上や介護離職ゼロなどを掲げた新・三本の矢に沿った政策を推し進められているところであります。

現在、第193回通常国会が開会されていますが、経済再生と財政再建の両立を確実なものとするため、また、地方創生こそ日本再生の鍵という姿勢のもと予算や政策の審議が継続されていることから、その動向を注視し、本町への影響を検証するとともに、国及び府における広域的な施策への連携、対応をしっかり図ってまいります。

そのような中、本町の財政状況については、平成27年度決算におきまして、地方創生の推進に向け国において新たに創設された交付金を活用した事業のほか、宇治田原山手線整備事業の増加等により、歳入歳出のいずれも増額となりました。その結果、実質収支は黒字であるものの、基金の取り崩し等により実質単年度収支は赤字となったところであり、平成28年度決算においても引き続き厳しい財政状況になることが予想されます。

このため、平成29年度で計画期間が終了する第5次行政改革大綱及び同実施計画の着実な実施・検証とあわせて有識者のご意見もお聞きする中、時代が求める新たな行政改革のあり方を検討し、本町の実態に即した新たな指針となる次期大綱を策定することにより、効率的・効果的な行財政運営を維持できるよう、最大限の努力をしてまいります。

平成29年度の予算編成に当たっては、新たな任期の初年度、そして総合計画及び総合戦略に基づく地域創生をさらにスケールアップさせるため、昨年度に引き続き、平成28年度3月補正予算とあわせ、切れ目のない施策の展開を図るとともに、国政や経済の動きにも機敏に対応した積極型の予算を編成したところでございます。

それでは、平成28年度補正予算とあわせ、平成29年度の主要な施策について、第5次まちづくり総合計画に掲げる4つのまちづくりの目標及び2つの行政の基本姿勢に沿って申し上げます。

まず、住民の健康を守るため、保健・医療体制の充実を図るとともに、暮らしの不安要因を減らし、安心して暮らせるまちづくりを推進する「健やかに安心して暮らせるまち」であります。

私は常々申しておりますが、「好きやねん うじたわら」と言っていただけのまちづくりは、暮らしの安心と安全の上に成り立ちます。

東日本大震災に代表される巨大地震のみならず、近年は全国的に局地的な大雨による水害や土砂災害によっても甚大な被害がもたらされております。本町においても、私が町長に就任して間もない平成25年9月の台風被害において住民生活及び企業活動に多大な支障が出たことは、今も私の脳裏から離れません。

こうした災害に対応するためには、地域の防災力の強化が基本となるところであり、引き続き本町の安心・安全の重要な担い手であります消防団の活動に対する資機材の整備を行うほか、災害時における自助・共助、そして隣近所で助け合う「近助」の考え方を実践していただいている自主防災組織への支援を行ってまいります。

また、平成26年8月に広島市を襲った豪雨による土砂災害の惨禍に見られますように、土砂災害から住民の命を守るためには、森林の適正な管理が不可欠でありますことから、地域住民が行う林地内の放置間伐材や倒木撤去等の対策や森林の所有者等が行う災害予防事業に対して支援を行い、森林環境保全と災害の未然防止を図ってまいります。

また、災害時において何よりも重要になるものは情報であることは言うまでもありません。このため、京都府における土砂災害警戒区域及び田原川浸水想定区域の見直しに伴う本町の防災マップの改定を行い、住民の皆様への周知に努めますとともに、地震・風水害時における災害時情報の伝達につきましても、平成28年度に小中学校・保育所・総合文化センターに整備したIP告知システムの整備箇所を追加し、あわせて同システムを活用した長距離スピーカーに係る調査・検討を進め、新たな情報伝達システムの段階的な整備を行ってまいります。

災害時等にはライフラインの確保が不可欠でありますことから、昨年の大規模断水が起こった際の課題・教訓を踏まえ、新たに加圧ポンプを装備した給水車を配備し、断水時の給水活動の円滑化を図ります。

また、日常の暮らしの安心のかなめとなります常備消防・救急に対しましても、高機能消防指令システムの更新により対応時間の短縮とさらなる信頼性の確保を図ってまいります。

さらに、防犯面での安全性を高めるため、本町の防犯・見守り活動の拠点である旧田原交番跡地の地域みまもりステーションにおいて防犯カメラを設置し、地域での自主防犯活動への支援と一体的な犯罪予防につなげるとともに、町公用車へのドライブレコーダーの搭載等をあわせて交通安全対策はもとより、総合的な犯罪の抑止と未然防止に寄与してまいります。

また、本町においても例外ではなく高齢化社会が進行する中、幾つになっても健康で長生きをしたいということは全ての住民の皆様的心愿であると存じます。

このため、昨年度に改定いたしました健やかうじたわら21プランに基づき、住民が主役となって取り組む健康づくりと生涯を通じて健やかな生活を送ることのできる健康寿命の延伸を目指して、疾病の早期発見・早期治療に向けた健診機会の充実のほか、町が行う各種健康事業等への参加者や自発的な健康増進に取り組む方へのインセンティブ付与により、健康づくり機運の醸成を進めます。

また、健康の要となるのは食でありますことから、健全な食生活の実践につながる食育を推進いたしますとともに、地域の食育の担い手として活動いただいております食生活改善推進員を養成してまいります。

一方で、高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加していくことが予想されます。こうしたことを踏まえ、まず介護予防の観点から地域全体で高齢者を支え、高齢者みずからがその能力を生かして要介護状態になることを予防し、地域の中で自分らしく自立して暮らせる取り組みを進めます。

また、本町の高齢者保健福祉サービスの推進や介護保険制度の円滑な運用の指針となる高齢者介護・福祉計画の改定を行うことにより、本町の実情に応じた方向性を示し、一人一人の状況に応じたきめ細かな介護サービス、介護予防サービス等の展開に取り組んでまいります。

さらに、高齢者をはじめとした交通安全思想の普及・浸透と事故防止のため、引き続き子どもから高齢者に対する交通安全啓発に加え、新たに高齢運転者の事故防止を目的

に、運転免許証自主返納者への支援策を町独自に創設いたします。

障がい者の方々が住みなれた地域社会で自立した生活と自己実現を図ることは大きな願いであります。このため、町における障がい者福祉施策の基本理念を明らかにするとともに、障がい者の地域生活及び一般就労への移行や福祉サービスの見込み量を定める障がい者基本計画並びに障がい福祉計画を一体的に改定してまいります。

また、適切な障がい福祉サービスの提供に加え、身近な相談・情報提供の場として町と専門的な相談支援事業所との連携による相談支援を進めてまいります。

さらに、これまで本町の大きな課題であった、発達に課題を有する児童等に対する専門の福祉サービス提供については、町内の社会福祉法人が新たに児童通所支援事業所を開設する運びとなりました。町の障がい者福祉施策の一翼を担う法人の運営に対して、これまでに引き続き町独自に支援を行い、障がい者・児童及びそのご家庭の福祉を推進してまいりたいと考えています。

加えて、要介護認定を受けた高齢者や障がい者で構成される世帯等、日常的な外出が困難な方々の負担軽減のため、日々住民の皆様の方々の身近で家庭ごみの収集に当たっております体制を活用し、関係各課の連携のもと、家庭への訪問とごみの収集を行うふれあい収集を開始してまいります。

次に、きれいな水や豊かな緑に恵まれた自然環境を守り育てるとともに、広域交通と連携のとれた町内交通の利便性の向上や、道路、生活環境などの基盤が整備化された便利で快適なまちづくりを推進する「便利で快適に過ごせるまち」であります。

昨年度に策定しました第5次まちづくり総合計画に掲げる土地利用構想では、新名神高速道路の開通を見通し、都市計画道路宇治田原山手線の整備促進に積極的に取り組むとともに、新都市創造ゾーンとして、その整備効果を生かした土地利用を一体的に進めることとしています。

こうしたことから、引き続き宇治田原山手線の国道307号以北の整備に当たりますとともに、新都市のゾーニングをさらに具現化するための基本的な方針である新たな都市計画マスタープランに基づき、京都府とより一層協調を強めつつ、土地利用及び都市機能を牽引するための都市計画制度の導入を進め、あわせて新都市創造ゾーンに連絡する道路の計画的な整備に着手してまいります。

これらの行政による環境整備と一体的に、住民主体の都市計画道路宇治田原山手線の早期完成を求める住民会議の皆様とともに、「オールうじたわら」で宇治田原山手線の整備促進を図ってまいりたいと考えております。

また、住民の利便性、安全性、快適性の確保のため、引き続き町道の計画的な整備と住民生活に密着した生活道路、橋梁等の整備改良を行ってまいります。

先人から引き継がれた本町の美しい緑に囲まれた豊かな自然環境は、みんなで守り、次代に引き継いでいかなければなりません。このため、環境保全に取り組む上での共通の環境像や理念を示す環境保全計画のもと、その推進主体であるエコパートナーシップうじたわらの活動を支援し、持続可能な社会づくりを進めていきます。

廃棄物等の発生を極力抑え、資源として循環させる社会の構築のため、ごみの出し方をわかりやすく記載したハンドブックのさらなる周知や各地域でのごみの減量化・再資源化への取り組みへの支援により、住民の皆様の環境意識の高揚と普及促進を図ってまいります。

一方、本町の公共交通のあり方については、有識者や住民代表による地域公共交通検討委員会での検討により示された本町の実情に即した町内公共交通の方向性に基づき、町内の路線バス・福祉バス等の利用推進を図るとともに、今後も関係者を交えた場で公共交通体系の対策について協議を進め、より便利で使いやすい生活交通ネットワークの構築を図ってまいります。

また、路線バス利用者の方の利便性向上のため、バス事業者が行うバスの位置情報提供システムの導入に対し、京都府及び沿線市町と協調して支援を行います。

町内の空き家への対策については、住まい環境づくりに加え、総合戦略に基づく町外からの移住・定住促進の柱となるものです。これまで町内全域における空き家等実態調査、実態調査に基づく所有者意向調査を実施し、昨年12月には今後の空き家等の対策に係る基本的な考え方や方向性、スケジュールを示した空家等の対策・活用に向けた総合的な方針を策定したところですが、この方針に基づき外部有識者、地域住民から成る協議会を設置し、総合的な空き家等の対策計画の策定を行います。

また、平成28年4月に施行された京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例に基づき、空き家バンクを利用の上、町内の空き家と農地を一体的に活用する移住者に対する支援を新たに開始することで、冒頭に申し上げました本町独自の移住・定住奨励金等とあわせた空き家等の活用と移住・定住促進に努めてまいります。

また、住民の皆様の日々の生活を支えるライフラインとして、将来にわたり安心・安全な飲料水の確保が不可欠であり、これまで取り組んできた新水源について平成29年度から供給を開始いたしますとともに、第5次まちづくり総合計画における土地利用の形成方針等に基づく給水区域拡大の検討に着手いたします。また、水環境の保全と快適

な生活環境の創出、健全な水循環の構築のため、引き続き計画的な下水道整備を進めてまいります。

次に、人口流出に歯どめをかけるため、地域の歴史・文化、お茶を核とした地域資源を活用しながら、産業振興や観光交流、雇用の場の創出につなげ、多様な世代でにぎわうまちづくりを推進する「活気にあふれる交流のまち」であります。

さきにも申し上げておりますが、人口減少対策は総合計画及び総合戦略にも位置づけております本町の非常に重要な課題と捉えており、本町への交流・移住を促し、定住そして永住につなげるための施策を総合的に展開してまいります。

本町の持つ強みに関するシティープロモーションの一環として、総合計画将来像のサブコピー「やすらぎ・ぬくもり・ハートのまち」の打ち出しと宇治田原ブランドの発信を積極的に進めるため、引き続き庁内若手職員プロジェクトチーム等のアイデアによりハートのまちのPRを総合的に協議、実施してまいります。その中では、新たに本町と連携協力包括協定を結んでいる京都府立大学の受託研究事業として本町のいいところを掘り下げ発信するとともに、これまでの大学生との連携や職員プロジェクトチーム、職員提案制度で立案に至ったさまざまなシティープロモーション方策についても、着実に具現化してまいります。

また、本町の魅力の全国レベルでの発信と町内産業の活性化にも資するふるさと納税については、これまでに町内事業者へのお礼特産品等の公募とお返しギフトの作成、全国的なふるさと納税ポータルサイト掲載へと進めてきた結果、順調に全国からの寄附額が増加しているところですが、継続したPR強化と寄附者の利便性向上により、さらなる魅力の発信と寄附額の増加を図ります。

さらに、これらの本町の魅力発信により、本町を知っていただいた方の移住・定住を牽引するため、先ほど申し上げました府制度を活用した空き家移住の促進、さらには町内の新築住居や空き家を含む中古住宅を購入し移住・定住した方への奨励金や、転入・定住する従業員を雇用した事業者への支援策の創設等、本町への移住・定住者を増加するための新たな取り組みを施策パッケージとして強力に推進してまいります。

また、活気にあふれる交流のまちのためには、まず本町を訪れる方々をふやすことが重要です。本町の地域資源に関係するさまざまな方にご参画いただき観光まちづくり会議の活動を中心に観光振興計画に掲げる取り組みを着実に進めてまいります。

折しも本年は、京都府が宇治茶をテーマに景観維持や産業振興、文化の発信などを進めるお茶の京都事業のターゲットイヤーであります。山城地域12市町村を舞台として

開催される「お茶の京都」博や京都府、市町村、関係団体等で構成するお茶の京都DMOへの積極的な参画を通じ、日本緑茶発祥の地という歴史や、宇治茶を支える一大産地として伝統ある宇治田原茶を広くPRし、良質茶の生産振興と発展につなげてまいりたいと考えております。

さらに観光によるまちづくりと「お茶の京都」事業をより具体的に推し進めるため、国の交付金を活用し、日本遺産認定と京都府景観資産登録を受けた湯屋谷地域、また本町の西の玄関口に位置する西ノ山集団茶園「宗円の郷」の隣接地に観光交流拠点等の整備を行い、町内への誘客と交流につなげてまいります。

また、平成28年度に開始した観光ポータルサイトの企画・基礎調査をもとに観光に特化した新たな情報発信を開始いたしますとともに、平成29年度より新たに都市地域から町内に移り住んで地域おこしに取り組む地域おこし協力隊制度を活用し、よそ者の視点で地域住民とともにまちづくりに取り組む人材を募集、委嘱することにより、観光振興計画のかなめである観光推進力づくりの起爆剤といたします。

本町を代表するレクリエーション施設である末山・くつわ池自然公園については、引き続き具体的な整備計画を策定し、着実な施設整備により利用者へのサービス向上と安心・安全で快適な自然とのふれあい空間の充実を図ってまいります。

以上のように、ソフト・ハード両面にわたる観光交流事業を推進することにより、本町が持つおもてなし力を生かした「訪れてよし」の観光によるまちづくりを推進してまいります。

また、町内への定住のためには、居住地の近くに働く場があること、そして町内企業への就業の促進が必要です。このため、町内事業者が町内在住者を正規職員として雇用する場合の支援に加え、町内在住者の町内企業への就業促進を目的として、ハローワーク、京都ジョブパークとも連携し、主に大学生及び高校生等を対象として講座や町内企業の事業紹介を行う取り組みを進めます。

なお、地域資源を生かした新商品・新サービスの開発等への支援、中小事業者に対する信用保証料・融資利子支援、工業団地への立地・創業企業への支援を引き続き実施し、町内事業者の元気な事業活動を応援してまいります。

農林業を取り巻く環境には依然厳しいものがありますが、農林業者の経営改善及び共同化等を推進し、農林業の生産性の向上及び近代化を促進するほか、農業の担い手への多様な支援や耕作放棄地の再生利用等への支援を行ってまいります。また、有害鳥獣対策については、狩猟免許取得等への支援のほか、野猿等による被害調査、追い払い等の

実施により、総合的かつ効果的な対策を図ります。

日本緑茶発祥の地としての歴史や、宇治茶ブランドを支える一大産地としての宇治田原町を町内外に広く発信していくため、高級茶の生産には欠かせない茶園被覆棚に対する支援や既存集団茶園の再造成などにより、地場産業のさらなる振興を図ってまいります。

次に、子どもを生き育てる環境と教育環境の充実をはじめ、人間性豊かな成長や暮らしの充実を図るとともに、共生の心を育むまちづくりを推進する「子育てと学びを応援するまち」であります。

全国的に少子化が進む中、本町における地域創生、人口減少対策の取り組みにおいては、出生率を向上するための施策展開が必須であり、総合計画、総合戦略それぞれに共通し掲げるうじたわらっ子育て戦略の展開方針にあります、出産や子育てに関する不安を解消するための切れ目のない支援や負担軽減への取り組みと、特徴ある教育プログラムの実施により、子どもの可能性を伸ばす環境づくりを進めていくことが重要です。

子どもはまちの未来であるという子ども・子育て支援事業計画の基本理念に基づき、子育てしやすいまちを目指した施策を企画立案する町内の少子化対策プロジェクトチームと関係機関・団体とが連携し、出会いの機会を積極的に提供する婚活支援事業の継続のほか、結婚・子育てを楽しく幸せなものと感じる前向きな意識づくりを行うための交流の場や啓発を行ってまいります。

次に、子育ての負担軽減に関する支援の充実といたしまして、引き続きおむつ等の育児用品の購入費用への支援を行いますとともに、中学校修了までの子どもを対象とする子育て支援医療費について、町独自に府制度を上回る自己負担額への支援を行います。

また、昨年10月に旧宇治田原町診療所を改修し、拡張移設いたしました子育て家庭への各種育児支援の核となります地域子育て支援センターについては、これまでの子育て支援員の配置による利用者支援に加え、隣接する保健センターの母子保健事業と一体となって、新たに妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない子育て世代包括支援センターの構築を図ってまいります。

国においても働き方改革が強く叫ばれる中、短時間就労や就労していても幼児教育を希望される場合など、多用な保護者のニーズに適切に対応するため、町立保育所の敷地内に一時保育室等のスペースを確保する保育園舎を増築し、これまでより実施している病児・病後児保育や町立保育所での保育のさらなる充実とあわせ、待機児童ゼロの継続を基本として取り組んでまいります。

放課後児童健全育成施設につきましては、昨年より保護者送迎の負担を軽減するため、早朝開設時間を拡充したところですが、新たに田原児童育成施設を新築移転するなど、子どもが心身健やかに育成される環境整備に努めてまいります。

これらの取り組みをはじめとした就学前から就学後までの、本町だからこそできるきめ細やかで手厚い保育を推進してまいります。

まちづくり戦略に掲げる特徴のある教育プログラムの推進に向けては、より一層質の高い教育の充実に努めることが必要です。

義務教育9年間での育てたい子ども像実現のため、これまで協議を進めてきた学園構想やその学校運営・組織体制とあわせた小中一貫教育の充実に取り組んでまいります。

また、本町ならではの教育の一つとして、引き続き町内在住の教職員退職者や有識者、学生等の指導による寺子屋「うじたわら学び塾」での地域ぐるみでの学びの向上のほか、学校教育においてALTを活用した英語教育の推進などに取り組んでまいります。

学力向上のための指導計画・授業の改善については、各種学力診断テストの実施結果から現状の課題を見出し、児童・生徒一人一人の習熟度に合わせたきめの細かい学習指導を実施いたします。

各種学校行事等への費用負担や経済的な支援が必要な家庭への支援制度を適切に実施するほか、町議会からご意見をいただいております高校生通学費補助金につきましては、従来の初乗り運賃分の控除を廃止し、一定所得以下の世帯については学期定期代を基準として大幅な拡充を行い、生徒の通学手段へのさらなる支援を進めてまいります。

生涯学習については、多様な学習活動を支援するための連携・ネットワークを再整備し、住民一人一人が学習機会をみずから選び生涯を通して学習できるよう、情報提供と生涯学習講座グリーンライフカレッジの充実に図ります。

また、奥山田地域が有する貴重な地域資源である化石の適切な管理と活用を図るため、新たに社会教育や学校教育で使用する体験施設や遊具設備を設置し、地域内外の幅広い世代の方々が集い憩える教育振興と交流の場につなげてまいります。

また、ライフステージに応じた生涯スポーツ環境整備の一環として、住民テニスコート及び屋外バスケットボールコートにおいて、ニーズに応えた施設の全面改修を行ってまいります。

以上、第5次まちづくり総合計画に掲げるこれら4つのまちづくりの目標に加えまして、まちづくりの目標を推進するに当たって共通する2つの行政の基本姿勢に基づき、庁内の関係各課が密接な連携を図りつつ、さまざまな施策を積極的に実施してまいりた

いと考えております。

各施策の推進と進行管理に当たっては、昨年導入いたしました部制の効果を最大に発揮した組織横断的な実施はもちろんのこと、冒頭申し上げましたとおり新たな時代に応じた行財政改革の指針を策定する中で、各施策の進捗状況や成果を明らかにする確かな評価、そして計画と予算の有機的な関連づけのあり方についても検討を進めてまいります。

なお、総合計画及び総合戦略に共通するまちづくり戦略については、引き続き外部有識者や地域住民による計画の評価・点検を行う体制を整え、施策の着実な実施に努めてまいります。

昨年には、町における総合計画の位置づけを明らかにし、その策定と推進について定めたまちづくり総合計画推進条例を、町議会のご可決をいただき制定いたしました。

本条例及び総合計画の基本構想・基本計画に位置づける住民と町が協力しながらともに歩いていく、また町が地域課題に対して責任を持ち主体的に公的な活動を行うことを前提としつつ、地域での自主的なつながりと活動を尊重し、また協力して対応していくパートナーシップの構築という考え方は不変なものであります。

総合計画に基づく各施策を推進する中で、住民も行政も心をついに、誰からも「好きやねん うじたわら」と言われる「絆で輝く 未来を創る 交流のまち」を住民の皆様とつくり上げてまいりたいと考えております。

これまで述べました諸施策・諸事業を推進するためには、行政だけの力で完遂することはできず、議員各位をはじめ、住民の皆様方、本町にかかわる全ての方々のご協力が不可欠であります。

私は常々、「百万一心」という言葉を使わせていただいておりますが、これはみんなが力をあわせれば何事もなし得るという意味であります。まちづくりのあらゆる取り組みにおいて、地域の人たち同士のきずな、それを支える役場職員間のきずな、そして地域の人たちと役場職員とのきずな、この3つのきずなをしっかりと結び合い、その推進に努めることが何よりも重要と考えております。

私は2期目任期の開始に当たり、その先頭に立って誠心誠意努力してまいりたいことをこの場でお約束をさせていただきたいと存じます。

どうか今後の本町のまちづくりの推進に、なお一層のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます、私の施政方針とさせていただきます。

なお、本日ご提案させていただきます議案は、平成29年度一般会計当初予算案をは

じめとする予算関係 1 2 件、条例関係 1 3 件、一般議案 1 件、人事案件 1 件の合計 2 7 件及び報告 1 件でございます。

それぞれの議案内容につきましては、後ほど提案説明をさせていただきますが、どうかよろしくご審議をいただきまして、ご可決、ご同意をいただきますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎発委第 1 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（田中 修） 日程第 4、発委第 1 号、予算特別委員会設置に関する決議（案）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長松本健治君。

○議会運営委員会委員長（松本健治） それでは、議会運営委員長の松本でございますが、私のほうから予算特別委員会設置に関する決議の提案をさせていただきたいと思います。

それでは、お手元に配付させていただいております発委第 1 号、予算特別委員会設置に関する決議（案）の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

本町議会に下記のとおり特別委員会を設置するものとする。

記。

1、名称、予算特別委員会。

2、設置の根拠、地方自治法第 1 0 9 条及び委員会条例第 5 条。

3、目的、平成 2 9 年度以降の当初予算及び補正予算に対する調査及び予算に関する条例に対する調査並びに予算執行に係る経過調査。

4、委員の定数、1 2 人。

5、調査の期限、調査が終了するまで。

理由でございます。

議会で議決する当初予算及び補正予算に対する調査及び予算に関する条例に対する調査並びに予算執行に係る経過調査を実施することにより、審査機能と監視機能の向上を図っていくため。

以上、予算特別委員会設置に関する決議案についてのご説明とさせていただきます。趣旨を十分にご理解いただきまして、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げ、私の説明といたします。

○議長（田中 修） 提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 質疑なしと認めます。

これより本案の採決をいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

直ちに、委員会室におきまして予算特別委員会を開催いたしますので、ご参集よろしくお願いをいたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時14分

○議長(田中 修) 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

ただいま、休憩中に予算特別委員会を開催し、委員長並びに副委員長の選任が行われましたので、その結果を発表いたします。

予算特別委員会委員長に11番、谷口整君、副委員長に5番、浅田晃弘君と決定されましたので、ご報告申し上げます。

◎報告第1号上程、専決処分の報告

○議長(田中 修) 日程第5、報告第1号、じん芥収集車の取得契約の一部変更に係る専決処分について報告を求めます。町長。

○町長(西谷信夫) それでは、報告第1号につきましてご説明申し上げます。

報告第1号、じん芥収集車の取得契約の一部変更に係る専決処分につきましては、平成28年6月議会定例会でご可決いただきました株式会社宇治モータースからのじんかい収集車買い入れにつきましては、契約金額の変更が生じてまいりましたことから、地方自治法第180条第1項に基づく議会指定事項として専決処分をさせていただいたのでございます。

変更内容といたしましては、現行の収集車と同様、広く住民に親しんでいただけるよう、公募した作品をもとにイラストを車体に描くこととしたため、当初の契約額

780万6,380円に25万9,619円を増額し、806万5,999円に変更契約をさせていただきましたので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） これにて報告を終わります。

◎議案第27号の上程、説明

○議長（田中 修） 日程第6、議案第27号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第27号につきましてご説明申し上げます。

議案第27号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、現委員の谷川利明氏の任期が本年6月30日をもって満了となることから、法務大臣に対して同氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

谷川氏におかれましては、平成17年4月から現在まで4期にわたり在任され、人権相談や街頭啓発をはじめとした人権擁護委員活動に意欲的に取り組んでこられました。

今日の多種多様な人権問題について深い理解と認識をお持ちの方であり、地域の実情にも明るく、今後とも人権擁護委員としての積極的な取り組みが期待できることから、最適任者として推薦させていただきたいと考えております。

以上、よろしくご審議を賜りまして、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となりました議案第27号につきましては、本日は説明にとどめ、質疑は次回といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、質疑は次回とすることに決定しました。

◎議案第1号～議案第6号、議案第14号～議案第23号、議案第

25号、議案第26号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（田中 修） 会議規則第37条により、日程第7から日程第24まで、議案第1号から議案第6号、議案第14号から議案第23号及び議案第25号並びに議案第

26号の18議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第1号から第6号、議案第14号から第23号及び議案第25号並びに議案第26号の18議案につきましてご説明を申し上げます。

議案第1号、平成28年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）につきましては、国の地方創生拠点整備交付金を活用した観光交流拠点整備事業を実施する経費を追加するとともに、各種事業の決算見込みなどに伴い補正するもので、補正額は9,448万円を減額し、補正後の予算総額を45億8,127万6,000円とするものでございます。

まず、「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

町税では、町民税3,283万7,000円、軽自動車税89万1,000円を追加するとともに、固定資産税254万8,000円、町たばこ税218万円を減額し、合計で2,900万円を追加しております。

地方譲与税では、120万円を追加しております。

利子割交付金では、170万円を減額しております。

配当割交付金では、380万円を減額しております。

株式等譲渡所得割交付金では、360万円を減額しております。

地方消費税交付金では、1,510万7,000円を減額しております。

ゴルフ場利用税交付金では、110万円を追加しております。

自動車取得税交付金では、300万円を追加しております。

地方交付税では、普通交付税2,105万8,000円を追加しております。

国庫支出金では、地方創生拠点整備交付金4,500万円を追加するとともに、障がい者自立支援給付費等負担金810万9,000円、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金480万円、児童手当負担金389万2,000円などを減額し、合計で1,790万4,000円を追加しております。

府支出金では、重度訪問介護利用促進事業費補助金890万8,000円などを追加するとともに、地域医療介護総合確保基金事業補助金1億5,478万8,000円、障がい者自立支援給付費等負担金515万1,000円、森林適正整備推進事業補助金266万6,000円、被災者住宅等再建支援事業補助金130万円などを減額し、合計で1億6,236万6,000円を減額しております。

財産収入では、町有地売払収入243万1,000円、町有林樹木伐採売払収入70万円を追加するなど、合計で433万1,000円を追加しております。

寄附金では、ふるさと応援寄附金256万9,000円、公共施設整備寄附金113万5,000円、社会福祉寄附金40万円を追加し、合計で410万4,000円を追加しております。

繰入金では、地域づくり振興基金繰入金4,290万円、公共施設整備基金繰入金2,690万円を減額し、合計で6,980万円を減額しております。

繰越金では、前年度繰越金9,869万5,000円を追加しております。

諸収入では、京都府後期高齢者医療広域連合分賦金返還金384万3,000円などを追加するとともに、京都地方税機構職員派遣負担金281万6,000円、発掘調査委託料203万1,000円、退職消防団員報償金181万8,000円などを減額し、合計で154万7,000円を減額しております。

町債では、観光施設整備事業債4,500万円を追加するとともに、臨時財政対策債3,012万1,000円、道路橋梁改良舗装事業債2,740万円などを減額し、合計で1,522万1,000円を減額しております。

次に、歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

総務費では、公共施設整備基金積立426万6,000円、ふるさと応援基金積立256万9,000円、財政町政基金積立9,000万円を追加するとともに、決算見込みに伴う補正として、社会保障・税番号制度導入事業費420万円、例規集整備事業費270万円、財務会計システム運営費453万3,000円、町長選挙執行費417万6,000円などを減額し、合計で7,028万4,000円を追加しております。

民生費では、決算見込みに伴う補正として、介護保険特別会計繰出金409万7,000円などを追加するとともに、障がい者自立支援給付等事業費1,029万8,000円、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費656万1,000円、地域密着型特別養護老人ホーム設置助成事業費1億5,778万8,000円、児童手当支給事業費444万5,000円、保育所運営費372万5,000円などを減額し、合計で1億7,645万1,000円を減額しております。

衛生費では、決算見込みに伴う補正として、じん芥収集車整備事業費219万1,000円、城南衛生管理組合ごみ負担金415万円などを減額し、合計で1,022万9,000円を減額しております。

労働費では、決算見込みに伴う補正として、雇用対策事業費43万7,000円、町内企業就業推進事業費17万4,000円の合計で61万1,000円を減額しております。

農林水産業費では、決算見込みに伴う補正として、大福茶園再造成事業費1,182万3,000円などを減額し、合計で1,423万2,000円を減額しております。

商工費では、国の交付金を活用し「お茶の京都」交流拠点整備推進事業費9,000万円などを追加し、合計で9,029万円を追加しております。

土木費では、決算見込みに伴う補正として、宇治田原山手線整備事業費1,482万2,000円、木造住宅耐震改修事業費210万円、公共下水道事業特別会計繰出金1,548万4,000円などを減額し、合計で3,260万6,000円を減額しております。

消防費では、決算見込みに伴う補正として、消防事務委託費435万3,000円を追加するとともに、団員報酬等及び支部活動補助金232万4,000円、消防資機材整備事業費125万9,000円などを減額し、合計で15万6,000円を追加しております。

教育費では、決算見込みに伴う補正として、幼稚園教育振興事業費227万7,000円、禅定寺城跡古墳発掘調査委託事業費203万1,000円、住民グラウンド運営費156万円などを減額し、合計で1,505万1,000円を減額しております。

公債費では、決算見込みに伴う補正として、長期債利子償還金446万円などを減額し、合計で527万円を減額しております。

次に、「第2表 繰越明許費補正」につきましては、国において創設された地方創生拠点整備交付金事業に対応した、「お茶の京都」交流拠点整備推進事業費9,000万円について、翌年度へ繰り越すものでございます。

一般管理費（個人番号カード交付事業費交付金）につきましては、地方公共団体情報システム機構への交付金を翌年度に繰り越すものでございます。

臨時福祉給付金（経済対策分）事業費につきましては、低所得者を対象とした臨時福祉給付金所要額を翌年度に繰り越すものでございます。

道路施設長寿命化修繕事業費及び交通安全対策事業費につきましては、本年度内の事業完了が困難であることから、所要額を翌年度へ繰り越すものでございます。

宇治田原山手線整備事業費につきましては、用地買収費について、所要額を翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、「第3表 債務負担行為補正」につきましては、地域密着型特別養護老人ホームを整備する事業者に対する補助について年度内の執行が困難なため、債務負担行為を廃止するものでございます。

続きまして、議案第2号、平成28年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）につきましては、補助金並びに拠出金等の確定及び執行済み事業等に係る予算額の精査を行った結果、4,106万2,000円を減額し、補正後の予算総額を14億3,166万4,000円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金331万3,000円、繰入金50万7,000円を追加するとともに、療養給付費等交付金1,227万1,000円、府支出金17万7,000円、共同事業交付金3,246万1,000円を減額し、歳出では総務費29万8,000円、基金積立金2万8,000円を追加するとともに、保険給付費1,227万1,000円、共同事業拠出金2,826万7,000円、保健事業費85万円を減額しております。

続きまして、議案第3号、平成28年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、後期高齢者医療保険料の調定額の増加等により115万1,000円を追加し、補正後の予算総額を9,988万円とするものでございます。

歳入では、後期高齢者医療保険料23万1,000円、繰越金92万円を追加し、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金115万1,000円を追加しております。

続きまして、議案第4号、平成28年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、保険給付費の決算見込みなどに伴い補正を行うものでございます。

まず、保険事業勘定では、補正額は5,366万6,000円を増額し、補正後の予算総額を8億186万8,000円とするものでございます。

歳入では、保険料3,226万4,000円、繰越金2,264万円などを追加し、国庫支出金1,198万円などを減額しております。

歳出では、保険給付費2,692万6,000円、基金積立金2,675万3,000円を追加し、地域支援事業費27万2,000円を減額しております。

次に、介護サービス事業勘定では、事業費の決算見込みに伴い、補正額は101万1,000円を増額し、補正後の予算総額を519万円とするものでございます。

続きまして、議案第5号、平成28年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、各種事業の決算見込みに伴い補正するもので、補正額は1,912万円を減額し、補正後の予算総額を6億272万5,000円とするものでございます。

まず、「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、歳入では、分担金及び負担金503万5,000円、繰越金593万2,000円などを追加するとともに、使用料及び手数料94万8,000円、国庫支出金450万円、繰入金1,548万4,000円、町債1,050万円を減額し、歳出では、総務費32万4,000円、公共下水道事業費1,040万円、浄化槽整備推進事業費360万3,000円、公債費479万3,000円をそれぞれ減額しております。

次に、「第2表 繰越明許費」につきましては、公共下水道管渠整備に係る事業費を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、「第3表 地方債補正」につきましては、公共下水道事業債などについて、事業費の決算見込みから起債対象額が減額したため、既定の限度額を減額するものでございます。

続きまして、議案第6号、平成28年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、決算見込みに伴い補正するものでございます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益で729万7,000円を減額し、補正後の予算総額を3億153万1,000円に、水道事業費用で1,920万円を減額し、補正後の予算額を2億7,292万1,000円とするものでございます。

水道事業収益では、営業外収益で長期前受金戻入234万5,000円及び消費税還付金493万2,000円などを減額しております。

水道事業費用では、営業費用で原水及び浄水費665万4,000円、配水及び給水費226万3,000円、総係費376万3,000円、資産減耗費1,043万6,000円をそれぞれ減額するとともに、減価償却費391万6,000円を追加しております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的支出で606万円を減額し、補正後の予算総額を2億5,653万円とするものでございます。

資本的支出では、建設改良費で配水設備改良費233万5,000円、拡張事業費372万5,000円の減額をしております。

続きまして、議案第14号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、平成28年8月8日の人事院勧告に基づき、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、これに準じて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、育児または介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護休暇を3回まで分割して取得できるようにすること、また介護のため1日につき2時間を超えない範囲で取得できるようにするものでございます。

続きまして、議案第15号、公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、宇治田原町快適・安全な環境づくり条例及び同施行規則の改正により、事業者の開発協力金が廃止されることに伴い、積み立ての根拠となる規定の整備を図るため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第16号、宇治田原町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を制定するにつきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正の施行に伴い、関係規定の整備を図るため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に定める他団体との情報連携事務について、情報提供等記録の訂正を行った場合に、やりとりした相手方等に訂正の事実を通知する規定等を追加するものでございます。

続きまして、議案第17号、宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、第1号被保険者の介護保険料の段階判定の基準について、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等に係る雑所得を控除した額を用いることとするため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第18号、宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が、平成28年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、小規模多機能型居宅介護事業所の看護師または准看護師が同一敷地内の施設の業務の兼務が可能である施設について、従事することができる施設の種類の指定地域密着型通所介護事業所を追加する改正を行うものでございます。

続きまして、議案第19号、宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、議案第18号と同様に、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の看護師または准看護師が同一敷地内の施設の業務の兼務が可能である施設について、従事することができる施設の種類の指定地域密着型通所介護事業所を追加する改正を行うものでございます。

続きまして、議案第20号、宇治田原町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、介護保険法施行規則の一部が改正されたため、本条例について、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、地域包括支援センターの職員基準である主任介護支援専門員に更新制を導入するものでございます。

続きまして、議案第21号、宇治田原町快適・安全な環境づくり条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、本町への移住・定住及び企業進出の対策として、開発事業者に求めている公共・公益施設の整備に関する負担について改正を行うものでございます。

主な改正内容は、公共・公益施設整備負担のうち、いわゆる開発協力金を廃止するものでございます。

続きまして、議案第22号、宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、盛り土行為に対する地域住民の不安や影響を考慮し、持ち込み土の安全性をより確実なものとするため、改正を行うものでございます。

主な改正内容は、許可申請時の関係団体の同意書の添付と、持ち込み土の展開検査や土壌調査を義務づけ、安全性の確保を図るよう改正するものでございます。

続きまして、議案第23号、森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、宇治田原町随一のレクリエーション施設であ

ります森林総合利用施設末山及びくつわ池自然公園におきまして、平成29年3月にトレーラーハウスを整備するに当たり、トレーラーハウス利用に係る利用料金の上限の額を新たに設定するものでございます。

続きまして、議案第25号、水道建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、議案第15号と同様、宇治田原町快適・安全な環境づくり条例及び同施行規則の改正により事業者の開発協力金が廃止されることに伴い、積み立ての根拠となる規定の整備を図るため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第26号、都市計画道路宇治田原山手線建設工事委託に関する協定の締結につきましては、平成27年度から用地買収を進めてきておりました緑苑坂以北の約1.2キロの道路建設を進めようとするものでございまして、委託期限を平成31年度末とし、建設工事委託の協定を西日本高速道路株式会社関西支社と6億6,943万5,468円で締結しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議をいただき、ご可決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 提案理由の説明が終わりましたので、各議案に対する質疑を行います。

議案第1号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第1号に対する質疑を終わります。

議案第2号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第2号に対する質疑を終わります。

議案第3号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第3号に対する質疑を終わります。

議案第4号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第4号に対する質疑を終わります。

議案第5号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第5号に対する質疑を終わります。

議案第6号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第6号に対する質疑を終わります。

議案第14号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第14号に対する質疑を終わります。

議案第15号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第15号に対する質疑を終わります。

議案第16号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第16号に対する質疑を終わります。

議案第17号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第17号に対する質疑を終わります。

議案第18号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第18号に対する質疑を終わります。

議案第19号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第19号に対する質疑を終わります。

議案第20号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第20号に対する質疑を終わります。

議案第21号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第21号に対する質疑を終わります。

議案第22号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田中 修） 議案第22号に対する質疑を終わります。

議案第23号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第23号に対する質疑を終わります。

議案第25号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第25号に対する質疑を終わります。

議案第26号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第26号に対する質疑を終わります。

以上で、各議案に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第14号から議案第16号、議案第21号から議案第23号及び議案第25号並びに議案第26号の合計8議案は、総務建設常任委員会に、議案第17号から議案第20号までの4議案は、文教厚生常任委員会に、また議案第1号から議案第6号までの6議案は、補正予算特別委員会に、それぞれ付託することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認め、ただいま申しましたとおり、18議案につきましては、総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会、補正予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎議案第7号～議案第13号、議案第24号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（田中 修） 会議規則第37条により、日程第25から日程第32まで、議案第7号から議案第13号及び議案第24号の8議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第7号から第13号及び議案第24号の8議案につきましてご説明申し上げます。

議案第7号、平成29年度宇治田原町一般会計予算につきましては、第5次まちづくり総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく4つのまちづくりの目標、健やかに安心して暮らせるまち、便利で快適に過ごせるまち、活気にあふれる交流のまち、

子育てと学びを応援するまちを達成するため、宇治田原未来づくり加速化予算と題して、宇治田原山手線整備や新庁舎建設事業などの投資的経費をはじめ、高齢者施策や少子化対策、生活交通の充実やまちの基盤整備、観光振興等の事業に対して積極かつ重点的に予算配分を行い、前年対比5.2%増、金額にして2億3,000万円増の予算総額46億3,500万円の新年度予算を編成したところでございます。

まず、「第1表 歳入歳出予算」ですが、歳入につきましては、平成29年度地方財政計画に見込まれている数値や前年度の収入見込額等をもとに、適正な歳入見積額の算定に努め、収支の均衡を図り予算を計上しております。

町税では、前年度収入見込額や今後の景気動向等を考慮し、2.1%増の15億8,318万8,000円を計上しております。

地方譲与税では、地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税を合わせたものであり、前年度収入見込額及び地方財政計画をもとに算定し、全体で4,000万円を計上しております。

地方消費税交付金などの各種交付金は、前年度収入見込額及び地方財政計画をもとに算定し、合計でマイナス9.5%減の2億7,380万円を計上しております。

地方交付税につきましては、国の地方財政計画において、総額マイナス2.2%の減額が示されているところであり、また、普通交付税を算定する上での基準財政収入額の増を考慮し、普通交付税はマイナス3.8%減の7億5,000万円を計上するとともに、特別交付税は前年度同額の1億2,000万円を見込み、地方交付税全体としてはマイナス3.3%減の8億7,000万円を計上しております。

分担金及び負担金は、土地改良事業分担金の増などにより、73.2%増の8,366万2,000円を計上しております。

使用料及び手数料は、道路占用料や戸籍手数料、町営住宅や住民体育館等の施設使用料などであり、前年度収入見込額等をもとに算定し、0.7%増の4,431万7,000円を計上しております。

国庫支出金では、地方創生推進交付金や子ども・子育て支援整備交付金の増などにより、1.5%増の3億8,961万4,000円を計上しております。

府支出金では、地域医療介護総合確保基金事業補助金の減により、マイナス34.6%減の2億9,868万4,000円を計上しております。

財産収入は、各種基金の運用利子などであり、前年度収入見込額等をもとに算定し、マイナス34.6%減の511万4,000円を計上しております。

寄附金は、ふるさと応援寄附金の増により、399.1%増の500万1,000円を計上しております。

繰入金は、歳入不足を補うため、財政町政基金繰入金3億8,000万円を計上するとともに、事業の特定財源として、公共施設整備基金繰入金5,760万円、地域づくり振興基金繰入金2,710万円、ふるさと応援基金繰入金400万円、地域福祉振興基金繰入金217万円等を計上し、繰入金全体で57.2%増の4億7,117万円を計上しております。

繰越金では、決算剰余金が生じた場合、翌年度の財源として繰り越すもので、1,000万円を計上しております。

諸収入では、前年度収入見込額等を基準に算定し、マイナス12.4%減の3,975万円を計上しております。

町債では、地方交付税の代替措置として発行する臨時財政対策債をマイナス1.4%減の2億1,400万円を計上する一方、道路橋梁改良舗装事業債等の建設事業債を158.3%増の3億4,070万円を計上するなど、町債全体では58%増の5億6,070万円を計上しております。

次に歳出ですが、議会費で議員報酬や議会の活動に要する経費として8,706万円を計上しております。

総務費では、総務管理費、徴税费、戸籍住民基本台帳費、選挙費、統計調査費、監査委員費の6項目で、5億1,554万5,000円を計上しております。

総務管理費では、4億768万5,000円を計上しております。

経費の内容といたしましては、住民が安心して暮らすことができる地域防犯の推進の経費を計上するとともに、人権政策や男女共同参画の推進、国際交流事業や平和推進啓発事業、職員研修やIT化の推進、社会保障・税番号制度導入に要する経費などを計上しております。

また、平成29年1月に策定した新庁舎建設基本計画に基づき、新庁舎の建設に向け取り組むための経費をはじめ、庁舎維持管理費などを計上しております。

さらに、宇治田原ブランド発信のためのハートのまちなPR経費をはじめ、移住・定住を促進する奨励金、ふるさと納税の推進経費、行政改革大綱等の策定に要する経費などを計上しております。

そのほか、地震、風水害における災害時の情報伝達システム整備事業費をはじめ、最新のハザード情報を掲載した防災マップに改定する経費、自主防災組織への防災資機材

の自主的な整備に対する助成経費などを計上しております。

徴税费では、京都地方税機構負担金や固定資産評価整備事業費など6,908万8,000円を計上しております。

戸籍住民基本台帳費では、戸籍情報システムや住民基本台帳ネットワークシステムの運営経費など3,464万4,000円を計上しております。

選挙費では、選挙管理委員会の運営経費をはじめ、京都府知事選挙に要する経費として、320万4,000円を計上しております。

統計調査費では、各種指定統計調査費として、就業構造基本調査などに要する経費54万7,000円を計上しております。

監査委員費では、町の財務執行や出納管理などの監査に要する経費として、37万7,000円を計上しております。

民生費では、社会福祉費、児童福祉費の2項目で13億3,608万円を計上しております。

社会福祉費では、8億7,284万4,000円を計上しております。

経費の内容といたしましては、社会福祉法人が開設する児童通所支援事業所への施設整備の支援のほか、障がい者施設への運営支援などの経費、また出生から中学校修了までの医療費助成を行う子育て支援医療費支給事業とともに、福祉バス運行事業、くらしの資金貸付事業など、本町独自に展開する福祉施策に要する経費を計上し、さらなる福祉の充実を図ります。

また、障がい者自立支援給付等事業費や国民健康保険特別会計繰出金など、制度上必要な経費を計上し、自立支援給付事業や国保医療制度の維持・確保を図ります。

さらに、配食や移送サービスの提供など高齢者の日常生活を支援する事業、高齢者の交流の場づくりに対する助成支援、敬老会開催や敬老祝い金の支給、住宅への耐震シェルター設置費用を助成する経費などを計上し、本町独自の高齢者施策を実施します。

そのほか、老人医療費支給事業費や後期高齢者医療事業費をはじめ、介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計への繰出金など、制度上必要な経費のほか、老人福祉センターの運営経費などを計上しております。

児童福祉費では、4億6,323万6,000円を計上しております。

経費の内容といたしましては、婚活支援事業補助、結婚・子育てポジティブキャンペーンなどを行う少子化対策推進事業費をはじめ、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、育児用品購入助成を行う経費、また、妊娠から子育てにわたるまで切れ

目のない子育て家庭への支援を行う子育てサービス利用者支援事業や、パパの子育て応援や孫育て講座の開催や三世代交流などを行うみんなで子育て・孫育て家庭応援事業に要する経費などを計上しております。

また、地域ぐるみの子育て支援を推進するため、ファミリーサポート事業をはじめ、地域子育て支援センター事業や子育て短期支援事業、家庭支援カウンセリング事業、子どもたちが地域で安心して遊ぶことができるよう児童遊園の適正な管理・整備を行う経費などを計上するとともに、児童手当支給事業費など、制度上必要な経費を計上しております。

さらに、保育所の運営とともに、多様な保育ニーズ等に適切に対応するため一時保育施設等の保育スペースを新たに整備する経費のほか、一時保育事業や病児・病後児保育事業などに要する経費を計上しております。

衛生費では、保健衛生費、清掃費の2項目で3億7,424万5,000円を計上しております。

保健衛生費では、1億5,334万5,000円を計上しております。

保健衛生関係経費の内容といたしましては、各種健康事業や健康診査等への参加を促すための健康づくり事業の経費とともに、母子保健事業や健康増進事業、妊婦健康診査への助成支援など、住民の健康増進を図る経費を計上しております。

また、各種がん検診をはじめ、高齢者人間ドック事業など各種検診事業に要する経費を計上しております。

さらに、感染症予防対策として、予防接種費助成事業の経費とともに、子どもの細菌性髄膜炎を予防するヒブワクチンをはじめ、小児用肺炎球菌ワクチンの接種助成事業など、各種予防接種事業に要する経費を計上しております。

環境衛生関係経費の内容といたしましては、家庭用の太陽光発電・蓄電設備設置補助をはじめ、持続可能な社会の実現に向けた取り組みとして、住民の自主的な環境活動を促進する経費とともに、環境への意識向上を図るため、薪・ペレットストーブの設置、生ごみ処理機や雨水貯留設備の購入に対して補助する経費を計上するとともに、生活環境の保全を図るため、環境保全調査事業や不法投棄対策事業、合併処理浄化槽設置整備事業などに要する経費を計上しております。

清掃費では、不燃物収集事業費や資源化物収集事業費、ごみ処理に要する城南衛生管理組合への負担金など、2億2,090万円を計上しております。

労働費では、町内企業の雇用や就業者の町内移住の促進を図るための経費をはじめ、

林業従事者の雇用確保のため、町有林を適切に管理する経費として1,794万5,000円を計上しております。

農林水産業費では、農業費、林業費、水産業費の3項目で、1億7,832万円を計上しております。

農業費では、1億4,177万3,000円を計上しております。

経費の内容といたしましては、平成29年度が「お茶の京都」のターゲットイヤーであることから、お茶の京都博の開催等の推進経費をはじめ、農業の振興を図るため、農業共同施設の設置や農機具の共同化・合理化に対する農林業振興事業費補助金、高品質な玉露・てん茶の生産に必要な被覆棚整備や茶園の新改植に対する補助事業に要する経費や、出品茶対策に要する経費などを計上しております。

そのほか、耕作放棄地の拡大防止を図るため、急傾斜地にある田畑への直接支払交付金や町単費による転作助成経費とともに、農業の担い手対策や戸別所得補償制度に要する経費などを計上しております。

また、茶園造成後約50年が経過し、茶樹の老齢化と急傾斜地形で作業効率が悪化している湯屋谷地区の大福集団茶園の生産性向上を図り、さらなる宇治茶の生産振興を図るため、再造成に要する経費を計上するとともに、耕作放棄地の再利用、再生利用のための基盤整備を支援する経費、また農業の生産性を高めるため、町単費土地改良事業補助金に要する経費などを計上しております。

林業費では、3,639万7,000円を計上しております。

経費の内容といたしましては、健全な森林環境の保全を図るため、間伐及び間伐材の搬出、森林作業道の整備など造林整備に対する各種補助金をはじめ、企業との協働によるモデルフォレスト事業や林道補修に要する経費とともに、豪雨災害、台風災害を踏まえ、林地内の伐倒木等の流出による人家等への被害を防止するための補助金等の経費を計上しております。

また、猟友会や地域住民、関係機関との連携・協力のもとで取り組む有害鳥獣の駆除や被害防止に要する経費のほか、野猿等による被害調査、追い払い経費などを計上しております。

水産業費では、漁業組合助成金15万円を計上しております。

商工費では、8,378万7,000円を計上しております。

経費の内容といたしましては、多様性のある成長企業の新商品・新サービスの開発等を支援する企業成長応援事業の経費をはじめ、本町経済の活性化と就業機会の拡大を図

るための企業立地促進助成金、企業の負担を軽減し経営の安定化を図るため、信用保証料や融資利子に対する助成支援や経営指導を実施する商工会への助成に要する経費を計上しております。

観光関係経費の内容といたしましては、「お茶の京都」の交流拠点である永谷宗円生家や西ノ山集団茶園の整備に要する経費をはじめ、本町随一のレクリエーション施設の末山・くつわ池自然公園の管理運営経費、観光振興計画の推進や観光まちづくりの実現を図るための経費、地域おこし協力隊事業費などを計上しております。

土木費では、土木管理費、道路橋梁費、河川費、住宅費、都市計画費の5項目で7億2,886万7,000円を計上しております。

土木管理費では、職員人件費など一般管理経費5,397万8,000円を計上しております。

道路橋梁費では、3億9,622万4,000円を計上しております。

経費の内容といたしましては、道路台帳の整備に要する経費、宇治田原山手線整備促進住民会議の活動経費を助成する経費などのほか、住民が安全かつ快適に通行できる生活道路を維持・確保するため、町道の維持管理に必要な経費とともに、ボランティア団体による道路敷花壇の整備に要する経費などを計上しております。

また、平成35年完成予定の新名神高速道路の建設に合わせて整備する宇治田原山手線の工事委託費や、新市街地との連絡道路として整備する南北線等の用地買収等に係る経費、京都府と近隣市町村とともに日本遺産などの観光拠点を自転車により広域周遊できるルートの整備を行う経費を計上しております。

そのほか、住民生活の利便性・安全性・快適性を確保するため、町道の計画的な整備を図るとともに、住民生活に密着した生活道路の整備改良に要する経費や安全灯の整備、また交差点や見通しの悪い急カーブに設置しているカーブミラーを、曇りどめと凍結防止機能を備えた防曇型カーブミラーに更新する経費とともに、朝夕の交通量が著しく増大している町道路線における交通安全対策に要する経費などを計上しております。

河川費では、町管理河川のしゅんせつや維持補修に要する経費305万円を計上しております。

住宅費では、町営住宅の管理のための経費173万4,000円を計上しております。

都市計画費では、第5次まちづくり総合計画や新市街地構想等に基づく都市計画マスタープランの改定に要する経費とともに、町内における空き家等の適正な管理や利活用、定住化を促進するための総合的な取り組みを推進する経費や、木造住宅の耐震診断及び

改修助成費、新名神高速道路建設促進対策費や都市公園の維持管理費、公共下水道事業特別会計繰出金など、合わせて2億7,388万1,000円を計上しております。

消防費では、2億9,133万8,000円を計上しております。

経費の内容といたしましては、京田辺市消防本部が行う高機能消防指令システムへの更新経費とともに、京田辺市消防本部に消防事務を委託する経費、宇治田原分署に配備している消防自動車、救急自動車の維持管理経費を計上するほか、分署施設の維持管理経費などを計上しております。

また、消防団活動に要する経費をはじめ、消防自動車・消火栓などの消防設備の維持管理費のほか、消防団支援隊活動事業費などを計上しております。

教育費では、教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費、保健体育費の5項目で6億967万円を計上しております。

教育総務費では、1億2,215万8,000円を計上しております。

経費の内容といたしましては、小・中学生を対象に教職員退職者や大学生等の指導による学びの場を創出する寺子屋「うじたわら学び塾」の運営経費をはじめ、学校の教育力向上支援のため、教育課程の編成等に当たる専門教員を配備するほか、児童生徒の英語力を高めるため、英語指導助手を配備する経費を計上しております。

また、鉄軌道のない本町の地理的条件を踏まえ、本町独自施策である高校生通学費補助金の制度拡充を図るための経費をはじめ、奨学金に要する経費を計上し、高校就学支援の充実を図ります。

小学校費では、7,354万1,000円を計上しております。

経費の内容といたしましては、教育環境の維持・確保を図るため、経年劣化等が見られる学校施設の修繕費用とともに、パソコン等の情報ネットワーク機器をはじめとする学校施設の維持管理に要する経費のほか、校内安全巡視員の配置に要する経費などを計上しております。

また、発達障がい有する児童生徒の教育支援を行うため、本町独自施策として、特別支援補助教員を各小学校に配備する経費を計上するとともに、学力の充実・向上を図るための経費、宇治田原に誇りと愛着を持つ児童生徒の育成を図るため、町独自事業として実施するお茶に関する学習授業に要する経費を計上しております。

さらに、児童の読書活動の普及や国語力の向上を図るため、学校図書室の蔵書整備や図書館司書の配備に要する経費を計上するとともに、理科・算数教育の充実を図る教材備品の購入経費などを計上しております。

そのほか、就学援助・奨励事業費やスクールバス運行費などを計上しております。

中学校費では、4,998万円を計上しております。

経費の内容といたしましては、教育環境の維持・確保を図るため、経年劣化等が見られる学校施設の改修費用をはじめ、情報ネットワーク機器や学校施設の維持管理費とともに部活動の活性化を図るため、各種大会等の出場助成費のほか、生徒の見守り支援活動として、校内にふれあいサポーターを配置する経費などを計上しております。

また、英語力の向上を図るため、英語検定の受検費用を助成する経費を計上するとともに、小学校と同様、学力の充実・向上を図るための経費、お茶に関する学習授業の実施や理科・数学教材の購入に関する経費、学校図書室の運営経費のほか、就学援助・奨励事業費やスクールバス運行費、通学ヘルメット支給に要する経費を計上しております。

社会教育費では、2億1,959万1,000円を計上しております。

経費の内容といたしましては、貴重な地域資源である化石の管理や活用を図るとともに、幅広い世代の人々が集い憩える広場整備に要する経費をはじめ、宇治田原ふるさと文化賞実施事業費や生涯学習推進事業費、文化協会助成金などを計上しております。

また、地域の子育て機能・教育力を生かす取り組みとして、放課後子ども教室推進事業をはじめ、学社連携事業に取り組む団体や子ども会に対する助成支援に要する経費などのほか、成人式開催費を計上しております。

文化財保護の取り組みとしては、文化財の管理保全経費や田原祭保存継承助成金などを計上しております。

総合文化センターの経費といたしましては、文化・芸術振興を図るため、文化センターでの各種公園の開催経費をはじめ、施設の維持管理費などを計上しております。

町立図書館の取り組みとして、読書環境の充実を図るため、計画的な図書購入に要する経費とともに、住民の読書活動を推進するため、小学校図書室への図書資料の貸し出しや読書活動ボランティアの育成・支援に要する経費などを計上しております。

そのほか、まるやま交流館の施設維持管理に要する経費を計上するほか、老朽化している田原児童育成施設を新たに整備する経費をはじめ、放課後児童健全育成事業の運営経費などを計上しております。

保健体育費では、1億4,440万円を計上しております。

経費の内容といたしましては、スポーツの普及・振興を図るため、体育協会活動に対する助成支援をはじめ、スポーツ推進委員会が実施する事業に要する経費などを計上しております。

また、経年劣化している住民テニスコートと屋外用バスケットボールコートの改修の経費をはじめ、住民体育館やトレーニングセンター、住民プール、住民グラウンドや奥山田グラウンドふれあい広場の管理運営費などを計上しております。

また、学校給食関係の取り組みとして、子どもの食育を推進するため、特産品であるお茶を使った献立による給食試食会の開催や保護者参観日での給食提供などに要する経費のほか、学校給食の運営に要する経費を計上しております。

災害復旧費では、万一の災害に備えた復旧事業の経費として、農林水産施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費の2項目で、1,429万8,000円を計上しております。

公債費では、平成28年度末長期債現在高見込44億4,838万円に対する元利償還金及び一時借入金利子として、3億9,584万5,000円を計上しております。

次に、「第2表 債務負担行為」につきましては、児童通所支援事業所運営支援事業の平成48年度まで、不燃物収集事業の平成34年度まで、及び資源化物収集事業の平成34年度までの債務負担限度額を定めるものでございます。

次に、「第3表 地方債」につきましては、情報伝達システム整備事業費をはじめ、保育施設整備事業費、観光施設整備事業費、道路橋梁改良舗装事業費、多機能消防資機材整備事業費、消防指令システム整備事業費、奥山田交流施設整備事業費、体育施設整備事業費、災害復旧事業費及び臨時財政対策について、起債の限度額などを定めるものでございます。

続きまして、議案第8号、平成29年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ13億4,632万6,000円で、前年対比4.5%の減額となっております。

歳入では、国民健康保険税2億5,480万5,000円、国庫支出金2億4,840万1,000円、療養給付費等交付金2,618万7,000円、前期高齢者交付金3億731万5,000円、府支出金8,098万1,000円、共同事業交付金3億476万5,000円、繰入金1億2,204万円などを計上しております。

歳出では、保険給付費8億202万5,000円、後期高齢者支援金1億3,349万5,000円、介護納付金5,481万1,000円、共同事業拠出金2億8,922万円、保健事業費2,114万7,000円などを計上しております。

続きまして、議案第9号、平成29年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、予算総額は歳入歳出それぞれ1億149万1,000円で、前年対比

2. 8%の増額となっております。

歳入では、後期高齢者医療保険料7,211万5,000円、繰入金2,709万3,000円などを計上しており、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金9,585万1,000円などを計上しております。

続きまして、議案第10号、平成29年度宇治田原町介護保険特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ7億4,818万4,000円で、前年対比1%の増となっております。

まず、保険事業勘定ですが、歳入では、保険料1億5,621万5,000円、国庫支出金1億5,460万1,000円、支払基金交付金1億9,278万1,000円、府支出金1億604万6,000円、繰入金1億3,405万6,000円を計上しており、歳出では、保険給付費6億7,279万6,000円、地域支援事業費4,931万7,000円などを計上しております。

続きまして、介護サービス事業勘定ですが、歳入では、サービス収入として予防給付費収入378万円、歳出では、事業費として居宅介護支援事業費418万円などを計上しております。

続きまして、議案第11号、平成29年度宇治田原町公共下水道事業特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ6億7,369万1,000円、前年対比は6.8%の増となっております。

まず、「第1表 歳入歳出予算」ですが、歳入では、分担金及び負担金875万5,000円、使用料及び手数料8,771万6,000円、国庫支出金9,000万円、繰入金2億2,609万2,000円、諸収入4,682万8,000円、町債2億1,370万円などを計上しております。

歳出では、総務費1億4,205万5,000円、公共下水道事業費3億342万5,000円、浄化槽整備推進事業費360万3,000円、公債費2億2,410万8,000円などを計上しております。

次に、「第2表 地方債」につきましては、公共下水道事業債などにおいて、起債限度額などを定めるものでございます。

続きまして、議案第12号、平成29年度宇治田原町水道事業会計予算につきましては、支出予算総額は5億4,663万4,000円で、前年対比0.7%の減額となっております。

まず、収益的収入及び支出の予算額につきましては、水道事業収益3億1,791万

5,000円、水道事業費用2億8,474万7,000円を計上しております。

水道事業収益では、営業収益の給水収益2億534万8,000円、営業外収益の受取利息22万9,000円などを計上しており、水道事業費用では、営業費用の原水及び浄水費6,475万6,000円、減価償却費1億1,465万7,000円、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費1,310万1,000円などを計上しております。

次に、資本的収入及び支出の予算額につきましては、資本的収入9,698万1,000円、資本的支出2億6,188万7,000円を計上しております。

資本的収入では、企業債3,400万円、負担金5,770万円などを計上しており、資本的支出では、建設改良費の配水設備改良費7,820万円、拡張事業費7,448万円、企業債償還金7,358万4,000円などを計上しております。

なお、資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額1億6,490万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。

続きまして、議案第13号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、学校医の報酬額について、綴喜地方教育委員会連合会と綴喜医師会との協議がまとまったことから、所要の改正を行うものでございます。

また、保育所医及び保育所歯科医について、報酬額を学校医及び学校歯科医の報酬額と同額とするため、所要の改正をあわせて行うものでございます。

続きまして、議案第24号、宇治田原町町内雇用促進条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、町内企業の雇用を促進するため、事業者が町内在住者を正規雇用した場合に、引き続き助成金を交付するとともに、新たに町外からの移住経費等に係る事業者負担を支援することで、本町への移住促進を図るため、所要の改正を行うものでございます。

主要な改正内容は、現条例が平成28年度末に失効することに伴い、内容を改編の上、期限を延長するものでございます。

以上、よろしくご審査を賜りまして、ご可決いただきますようお願いを申し上げます。
○議長（田中 修） 提案理由の説明が終わりましたので、各議案に対する質疑を行います。

議案第7号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第7号に対する質疑を終わります。

議案第8号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第8号に対する質疑を終わります。

議案第9号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第9号に対する質疑を終わります。

議案第10号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第10号に対する質疑を終わります。

議案第11号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第11号に対する質疑を終わります。

議案第12号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第12号に対する質疑を終わります。

議案第13号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第13号に対する質疑を終わります。

議案第24号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第24号に対する質疑を終わります。

以上で、各議案に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております8議案につきましては、予算特別委員会に付託することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、議案第7号から議案第13号及び議案第24号の8議案は、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎意見書第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 日程第33、意見書第1号、地方議会議員の厚生年金制度への加入

を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長松本健治君。

○議会運営委員会委員長（松本健治） それでは、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提案理由について説明を行いたいと思います。

現在、地方議会の重要性が論じられている中、議員は議会活動のほか、地域における住民ニーズの把握等さまざまな議員活動を行っており、その職務は近年において専門化が進んでいる状況でございます。

一方で、昨年実施された本町の議会議員選挙においては、候補者数の減少はなかったものの、全国の町村議会が抱えている問題の一つとして、議員のなり手不足が深刻化しているところでございます。

一昨年、全国928ある町村のうち、およそ4割に当たる373町村において統一地方選挙が実施されましたが、2割以上に当たる89町村で無投票当選になりました。中でも、4町村で定数割れという事態が発生しております。

ご承知の通り、専門議員には議員を退職した後の生活の保障は基礎年金しかなく、またサラリーマンなどとの兼業議員は加入している厚生年金が議員在職期間は通算されず、結果、受け取る年金額も低くなってしまうような状況であります。

住民の代表として、議員がこれまで以上にまちづくりにしっかりとかかわっていくためには、幅広い層の住民が参画できるような環境づくりに努めていかなければなりません。

そのためには、地方議会議員の年金・医療保険制度を時代にふさわしいものに改め、議員を志す新たな人材を確保していくことが必要であると考えておりますので、この意見書への皆様方のご賛同をお願いし、提案理由の説明を終わりたいと思います。

○議長（田中 修） 説明が終わりましたので、意見書第1号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

本案に対する討論を行います。討論はございますか。今西議員。

○10番（今西久美子） ただいま議題となっております意見書第1号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）につきまして、反対の立場から討論を行います。

地方議会議員に対する何らかの保障というのは、必要だと考えております。しかし、

今回意見書にあるように、なり手不足の解消にはこの厚生年金制度への加入をすればそれで済むというものではないと考えます。

また、今の住民の皆さんの多くといたしますか、国民年金だけの方も大変多くおられる中、住民の代表である議員であるからこそ、私たちは住民に寄り添い、住民の皆さんの利益がもっとよくなるように、また福祉の増進についてしっかりと寄り添っていくべきであると考えます。

したがって、議員の厚生年金制度の加入、それだけを求めるという意見書に対しては賛同することができません。

以上、反対討論とします。

○議長（田中 修） ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、本案の採決をいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手多数。よって、本案は原案どおり可決することに決定しました。

本意見書につきましては、議長名をもちまして関係機関に提出することといたします。

お諮りいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決定しました。

次回は3月8日午前10時から会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本日付託いたしました議案につきましては、それぞれの所管の委員会において十分な審査をお願いいたします。

本日は大変ご苦勞さまでございました。

散 会 午後 0時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 松 本 健 治

署 名 議 員 今 西 久 美 子